

江戸川区の子供達の安全と健康と未来を守るための放射能対策実施に関する陳情
(福祉健康委員会付託)

受理番号 第 4 1 号 受理年月日 平成 2 3 年 9 月 1 6 日
付託年月日 平成 2 3 年 9 月 2 7 日
陳情者
.

陳情原文 福島原発事故由来の放射性物質汚染は色々な事実が少しずつ明らかになり、私達江戸川区民の健康と安全にも影響する懸念が出てきました。7月29日に文科省によって公表された3月、4月の放射能降下量によると、東京都もかなりの被曝汚染があったようです。民間の市民団体や個人による土壌調査によれば、江戸川区の汚染度は、チェルノブイリの区分では放射線管理区域から希望移住地域、一時移住区域相当に入ると言われています。

また、清掃工場、葛西水再生センターなどの数値を見ても、江戸川区は東京都の中でも特に高い数値が出ています。それゆえ、東京都が安全と言っても江戸川区では独自の対策をたてる必要があると考えます。

ここまでなら放射線を浴びても大丈夫というしきい値はない、というのが国際的な共通認識です。また、放射線に対する感受性は、子供は大人に比べて数倍高いと言われます。今までにない非常時であり、危険性が不明である以上、特に子供達には、より細心の注意が必要であると思います。疑わしきものは、調査と検査をすること、危険があるかもしれないものに対する対応と情報公開は、必要なことと考えます。

つきましては、将来の過失となることがないように、外部被曝だけで年間1 mSvに近い値の江戸川区において、特に甚大な被害が心配される内部被曝から、江戸川区に住む子供達の現在および未来の健康を守り、これからも安心して江戸川区に住み、子供を育て続けられるために、早急にこれらを進めて頂きたい、下記の通り、切に陳情いたします。

記

- 1 放射能対策における法令遵守と事故前状態への回復
区内の子供達について年間1 mSvの一般公衆被曝限度基準を遵守し、事故前状態への回復を目指した対策を実施してください。年間総被曝線量の推計は、食材や水に含まれる放射性物質、ホコリ吸引などによる内部被曝と原発事故以来の空間放射線量の積算値による外部被曝を合算してください。
- 2 測定の継続
そのために現在行われている清掃工場、葛西水再生センターの測定と公表を継
(裏面に続く)

続して頂くとともに、砂場だけではなく、早急に、区内の保育園、幼稚園、小中高等学校、公園、主な通学路など、子供達が利用するすべての公共施設において複数箇所、教室や廊下、体育館、校庭、園庭、遊具、砂場よりも高い数値ではないかと思われる植え込み、芝生、砂や落ち葉の吹きだまり、排水溝、雨水のたまりやすい箇所などの空間放射線量および屋外においては土壤放射能の定期的かつ継続的な測定を実施し、結果を公表してください。

3 除染について

繰り返しになりますが、放射能においては数値による安全基準、しきい値はないと言われていています。屋外や地面に近いところで過ごすことが多い子供達が放射性物質に触れたり、砂塵とともに放射性物質を吸引することなく、一刻も早く安全に過ごすことができるよう、上記の、子供達が多く関わる場所においては、年間1 mSvを超えるところを優先的に、しかし、年間被曝量の推計に関わらず、数値の高い所より順番にできるだけ速やかに事故前状態への回復を目指し、土壌表面を入れ替えるなどの除染作業を実施してください。また、除染作業が行われるまでの間、学校や保育園、幼稚園などでの園庭、校庭での活動にできる限りの配慮をお願いしたく、ホコリを払う、手洗い、うがいなどを子供達に奨励することを教職員に徹底してください。

4 給食の安全確保

現在はストロンチウムの測定がされていないこと、セシウム汚染牛肉問題のように、検査機関の不足のため検査を通らないものが市場に出回ってしまう現在の検査体制、子供にとっては高すぎる暫定規制値で食品が市場に出ている現状は、決して、江戸川区の子供達にとって安心安全とは言えないと考えます。

(1) 給食食材の産地を保護者に公表してください。

(2) 放射能測定器を購入し、事前に、給食に使用されるすべての食材の放射性物質検査を実施し、数値を公表してください。

(3) 上記(2)の測定実施までの暫定的措置として、子供達の内部被曝を避けるため、保育園・幼稚園・小中学校の給食に、現在の高すぎる暫定規制値に関わらず、放射性物質に汚染された食材およびその疑いのある食材、政府指定のモニタリング強化地域である「内閣総理大臣指示対象自治体およびその隣接自治体」を産地とする農畜産物、海産物などの食材の使用を避けてください。

(4) 以上の体制が整うまで、希望者には弁当、水筒の持参の許可をお願いします。